

平成30年8月29日

第3回 地方法人課税に関する検討会

# 地方法人課税等について

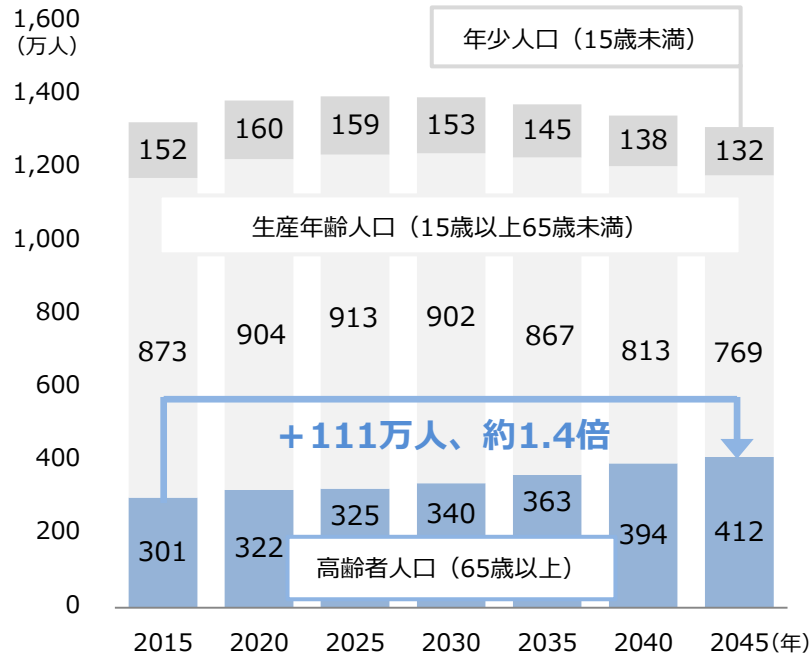
東京都副知事 長谷川 明

# 東京都の現状

# 本格的な少子高齢・人口減少社会の到来への対応

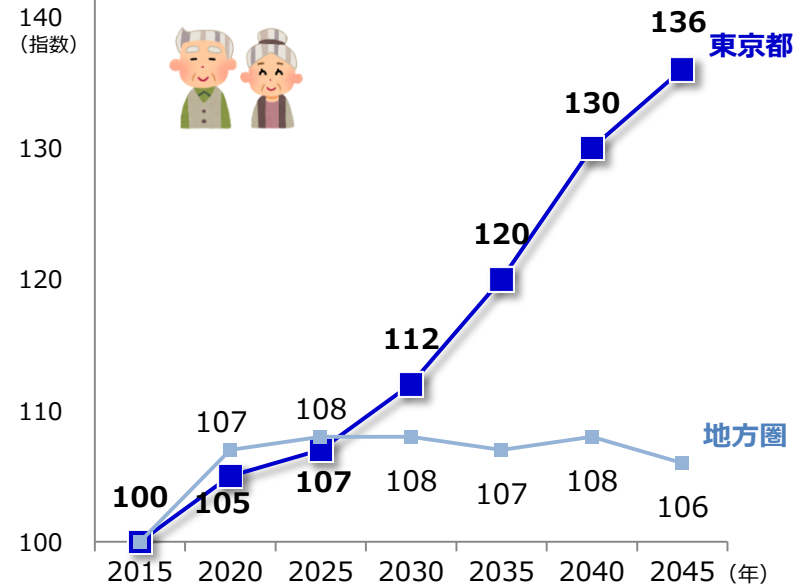
- ✓ 都においては、高齢者人口が2015年から30年間で約111万人増加、約1.4倍となるなど、**本格的な少子高齢・人口減少社会の到来への対応は喫緊の課題**
- ✓ 待機児童対策や高齢化対策をはじめ、誰もが安心して産み育てられ、いつまでも元気に暮らせる環境を整えることにより、**人口減少の抑制と日本全体の活性化に寄与**

## 年齢階級別人口推移



※ 「国勢調査」(総務省)等より作成。2020年以降は都による推計

## 都と地方圏における高齢者人口推計



※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」より

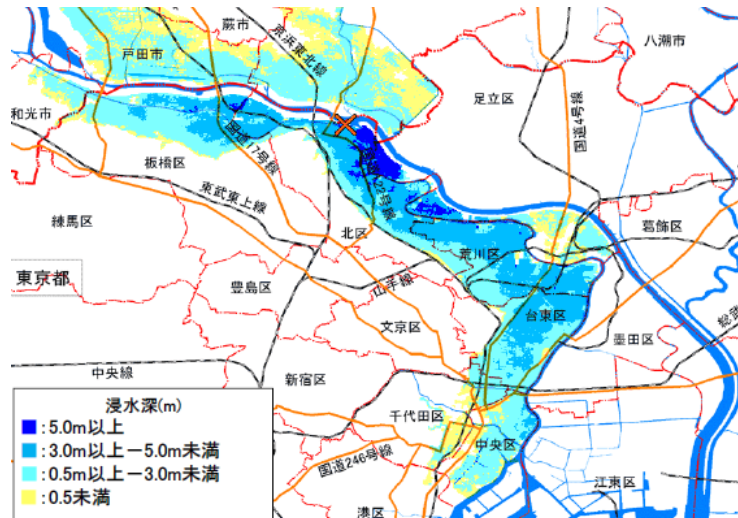
# 日本の中枢を脅かす大規模災害への備え

- ✓ 首都東京には、日本における政治・経済・行政の中枢機関が集中しており、首都直下地震や集中豪雨等の大規模災害が発生すれば、人的被害、都市機能の麻痺、そして**全国に及ぶ社会経済活動への重大かつ深刻な影響が懸念される**
- ✓ いつ起こるとも分からない**災害への備えを着実に進めていく必要がある**

## 東京における豪雨被害がもたらす影響（荒川が氾濫した場合の被害想定）

荒川が氾濫した場合、**広域かつ深い浸水**となり、**浸水面積は約98km<sup>2</sup>**、**浸水区域内人口は約126万人**に及ぶ**浸水区域のほぼ全域で2週間以上浸水が継続**、**ライフラインが長期にわたり停止し**、**社会経済へ甚大な影響が発生**

### 《被害想定（浸水深）》



※ 最大規模の洪水等に対応した防災・減災対策検討会（国土交通省関東地方整備局）  
「社会経済の壊滅的な被害の回避にむけた取り組み」（平成29年8月）より

### 河川氾濫等による被害を防ぐための取組例

- 荒川第二・第三調節池の整備 [国直轄]
- スーパー堤防の整備 [国直轄・東京都]
- 東部低地帯における耐震・耐水対策 [東京都]
- 護岸等の強化 [東京都]

荒川第一調整池（彩湖）



※ 国土交通省関東地方整備局  
荒川上流河川事務所HPより

大横川（耐震護岸整備）



※ 東京都建設局HPより

# 日本全体の持続的成長に繋がる“投資”

- ✓ **東京への投資**は、東京だけが利益を受けるものではなく、**その効果は全国に波及**する  
⇒ 東京の道路整備は、**広域物流のスピードアップ**にも繋がる  
⇒ 羽田空港の機能強化による東京への外国人旅行者の増加は、**地方経済の活性化や日本全国の観光需要の拡大**にも繋がる など
- ✓ **日本の持続的成長を実現**するため、日本経済の牽引役である**東京への積極投資**が不可欠

## 日本の持続的成長に繋がる“投資”の例

### 道路整備（外環道延伸）

総事業費 **約1兆円**

（関越道～東名高速間）

経済波及効果 **約2.9兆円**



### 羽田空港の機能強化

D滑走路の総事業費

（2010年10月供用開始）

**約7,300億円**



### 鉄道新線建設

概算事業費 **約1兆円**

（羽田空港アクセス線など6路線計）

経済波及効果 **約2.5兆円**



### 東京2020大会の開催

経費（東京都） **約1.4兆円**

（V2予算ベース）

経済波及効果（全体） **約32.3兆円**






# 交付税算定上の「財源超過額」は実態を表したものであるのではない

- ✓ 普通交付税の算定結果は、交付税を配分するための理論値であり、大都市である東京都の財政需要は大幅に抑制されている
- ✓ 交付税算定上の「財源超過額」は都の実態を表したものではなく、これを以て都に財源余剰があるという主張がなされることは適切ではない

交付税算定上の東京都（道府県分+大都市分）の財源超過額 ⇒ 平成30年度：1兆1,687億円  
しかし・・・

## ほとんど算定されない都特有の財政需要

- ✓ 都の実情を踏まえて行う独自の対策
  - ・東京に全国の3割が集中する待機児童の解消に向けた対策 など 
- ✓ 各自治体特有の対策
  - ・地下調節地建設等の都市型災害への備え など 
- ✓ 日本全体に大きな波及効果をもたらす取組
  - ・東京2020大会の開催準備 など 

上記の例だけで、約3,600億円の  
財政需要が算定されていない

## 適切に算定されない大都市の財政需要

- ✓ 人口や土地価格などの計測値に上限が設けられ、都の財政需要は大幅に割落としを受けている
  - 例えば、特別区の昼間流入人口は318万人だが、8割が需要に反映されていない
- ✓ 大都市の財政需要を算定するための補正係数（普通態容補正）が年々引き下げられている

これにより、約6,000億円の  
財政需要が抑制されている

偏在是正に対する東京都の考え方

# そもそも「人口一人当たり税収」は指標の一つに過ぎない

- ✓ 自治体間のいわゆる「財政力格差」については、「人口一人当たり税収額」をもって論じられることが多いが、指標には、例えば「従業員一人当たり税収」など、様々なものがあり、**用いる指標によって自治体間の税収差は大きく異なる**
- ✓ **「人口一人当たり税収額」だけをもって税源偏在を議論することは適切ではない**

## 用いる指標によって、自治体間の税収差は大きく異なる

《 法人事業税（平成28年度決算額）に関する都道府県比較 》（全国平均を100とした場合の指数）

人口1人当たり

最大

東京都 231.9

← 5.6倍

最小

A県 41.2

企業はその事業活動において、地方自治体の行政サービスを受けており、その受益に応じた負担を法人の事業活動に求めるという観点から、例えば、**法人事業税を従業員一人当たりで比較すれば、倍率は半分以下**となる

従業員1人当たり

最大

東京都 147.5

← 2.4倍

最小

A県 62.4

※ 法人事業税の額は「地方財政状況調査（平成28年度）」における平成28年度決算額（超過課税を除く、平成28年度税制改正による影響は反映させていない）より作成  
※ 従業者数は「平成28年度経済センサス活動調査」より作成

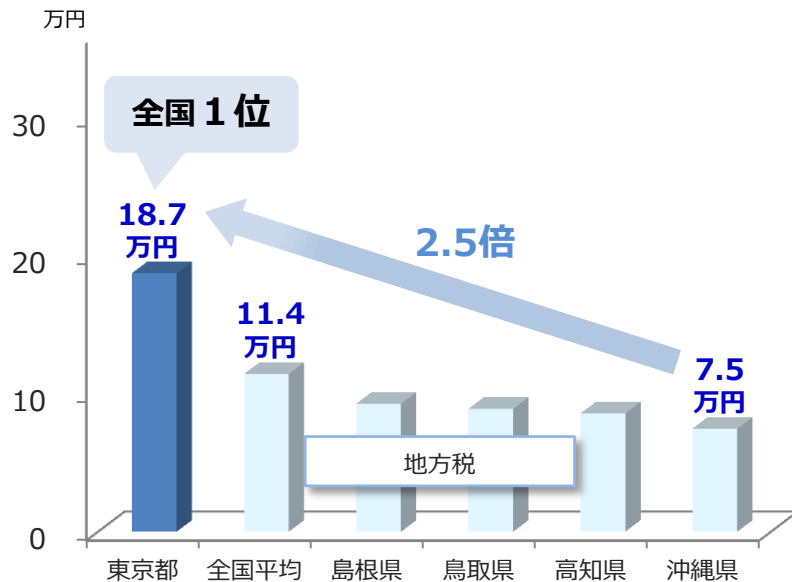


# 税収格差のみによる比較は一面的である

- ✓ 住民一人当たりの「地方税収」を以て「財政力格差がある」との主張が見られるが、地方自治体間の**財政力格差を解消**し、各地方自治体に一定の行政サービスに**必要な財源を保障**するために、**地方交付税制度**がある
- ✓ **交付税を加えた「住民一人当たり一般財源」で見れば、都は全国平均と同水準であり、特定の指標をもって全体を論じるべきではない**

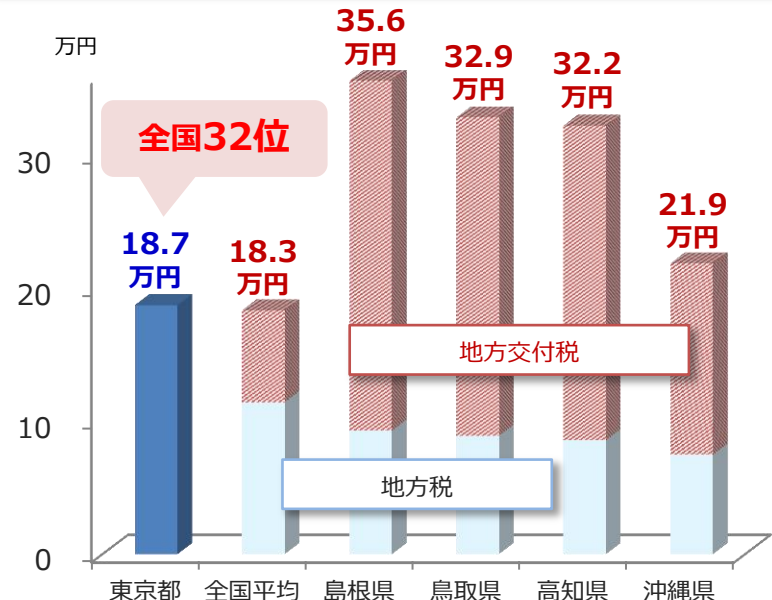
## 住民一人当たりの「地方税収」

最大県（東京都）と最少県で**2.5倍の格差**がある



## 住民一人当たりの「地方税収+地方交付税」

都は**全国平均と同水準**

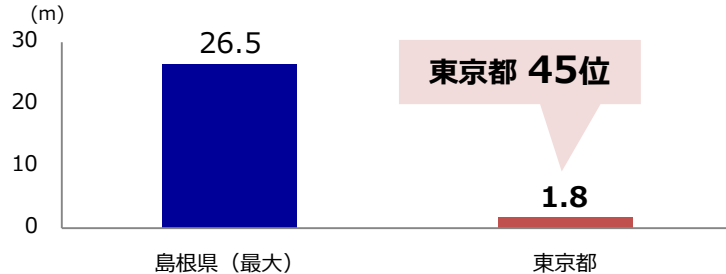


# いわゆる「集積のメリット」を巡る議論

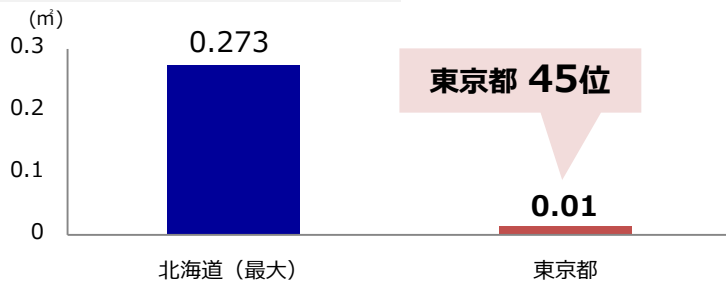
- ✓ 各都道府県の「一人当たり道路延長」等の指標を挙げ、東京における「人口の集積メリット」や「行政コストの効率性」を理由に、偏在是正の正当性を訴える議論も見られる
- ✓ しかし、都では、高額な地価をはじめ、**同じ行政サービスを提供するための単価費用が他道府県に比べて高くなる傾向にあり、こうした側面を無視した一方的な議論は不適切**

## 一人当たりの指標でみると…

### 一人当たり道路延長

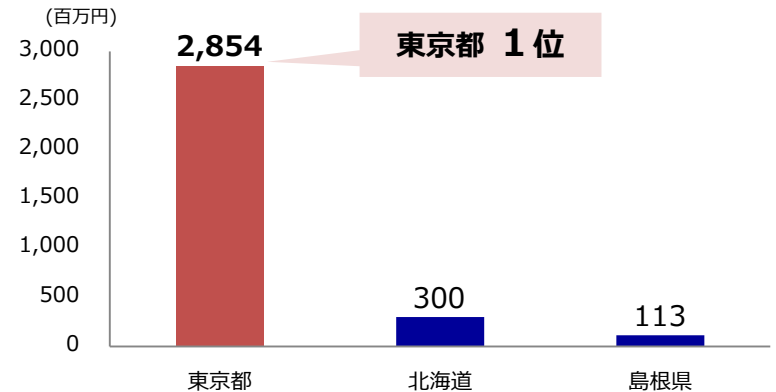


### 一人当たり道路管理面積



## 単価費用でみると…

### 1km当たり道路整備コスト



【参考：公示価格の比較】

東京都：約103万円 北海道：約6万円 島根県：約4万円

※平成30年地価公示における全用途の平均価格

【参考：用地補償費の比較】

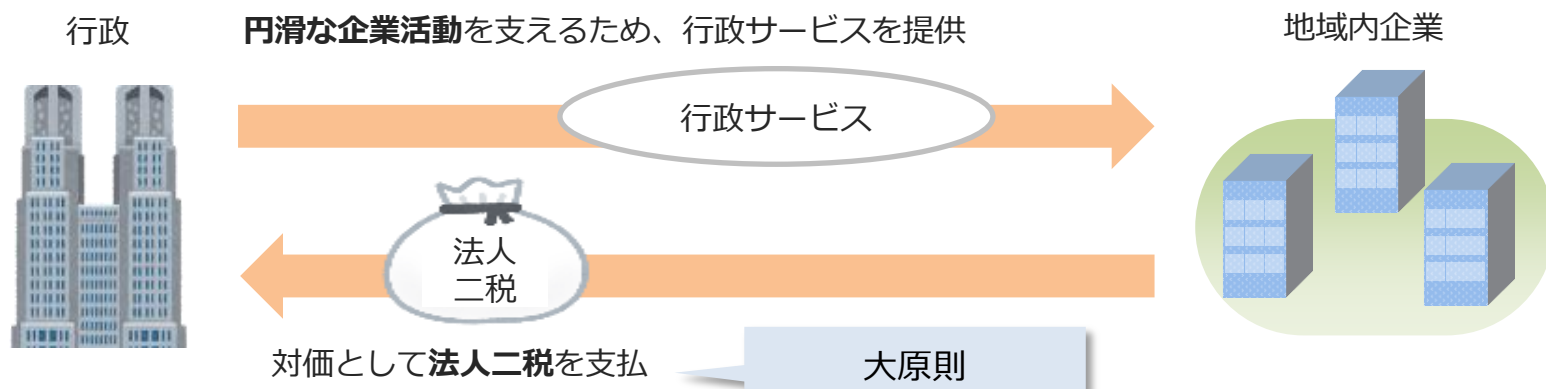
東京都：約512億円 北海道：約29億円 島根県：約13億円

※平成27年度決算における主要地方道・一般都道府県道の用地補償費を都道府県負担割合で按分

# 偏在是正措置は「応益性の原則」に反する

- ✓ **地方法人課税の偏在是正措置**は、行政サービスの提供を受けている地方自治体とは関係なく税が配分される仕組みであり、受益に応じて税を負担すべきという**地方税の応益性の原則に反している**

## 法人二税の課税根拠



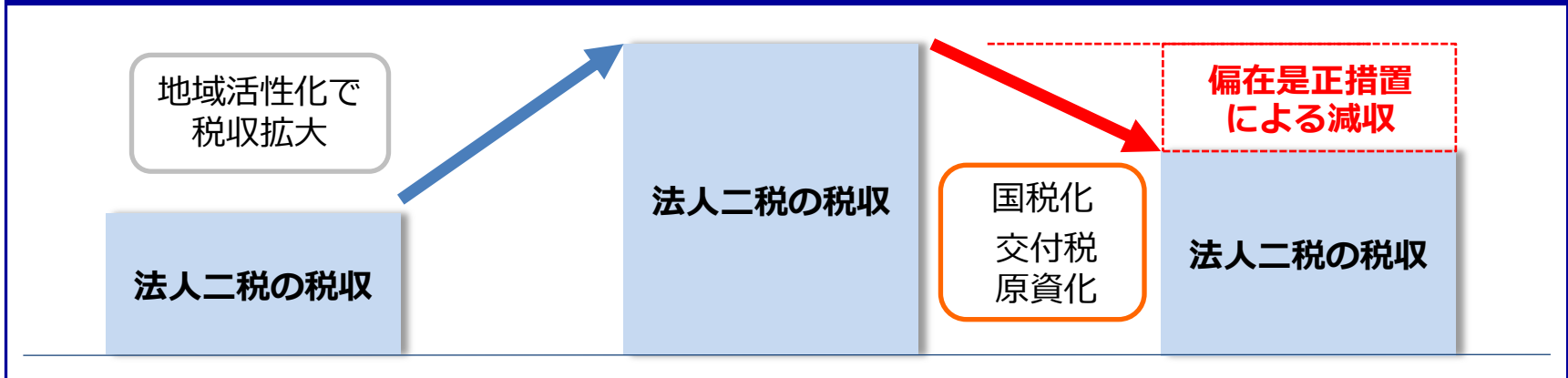
(参考：平成29年11月21日平成30年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見)

地方税においては、法人事業税と法人住民税が、法人の事業所得等を課税標準として課されている。法人もその事業活動において、地方自治体の行政サービスから受益している以上、受益に応じた負担を法人の事業活動に求めることが適当であり、これらの地方法人課税は引き続き重要な役割を担うべきである。

## 偏在是正措置は「地方分権」と逆行する

- ✓ 地方の重要な基幹税である法人二税を国税化して、地方交付税や譲与税で地方へ配り直すことは、地方の自主財源を縮小させることにほかならず、**地方の自立と活性化を目指す「地方分権」に逆行している**
- ✓ **地域の活性化で税収が拡大しても、交付税原資化・国税化される金額も拡大し、企業活動と無関係の指標に基づき配分されるため、自治体が頑張るインセンティブを阻害する**

「法人二税の国税化」は自治体の自主財源を奪い、頑張るインセンティブを阻害



(参考：平成29年11月21日平成30年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見)

人口減少・超高齢化の進展の中で、地方創生、人口減少対策、福祉、医療、地域経済の活性化など地方自治体の役割は一層大きくなっている。地方自治体が**地域の実情に応じて創意工夫をこらし、自主的・主体的に取り組を進めていくためには、地方税の応益原則等を踏まえつつ、地方自治体の活動の基盤となる財源として地方税の充実確保を図る必要がある。**

# 偏在是正措置による都の減収額は単年度で▲4,200億円

- ✓ 「地方間の財政力格差の是正」を名目として、受益と負担の関係を分断する偏在是正措置が相次いで導入され、都は巨額の財源を奪われてきた
- ✓ 平成20年度税制改正における**法人事業税の暫定措置**、26年度税制改正における**法人住民税の交付税原資化**による**都の減収額は単年度で計約4,200億円**（28年度決算ベース）

## 平成20年度税制改正（概要）

### ◎ 地域間の財政力格差の縮小

- 消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組む
- 消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の**暫定措置**として、法人事業税の一部を分離し、「**地方法人特別税**」及び「**地方法人特別譲与税**」を創設することにより、偏在性の小さい地方税体系の構築を進める

法人事業税の暫定措置による都の減収額

約▲2,100億円（平成28年度決算ベース）

## 平成26年度税制改正（概要）

### ◎ 地方法人課税の偏在是正のための措置

- 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税率（国・地方）8%段階において、**法人住民税法人税割の税率を引下げ**
  - ※ 法人住民税の税率引下げ分相当について、**地方法人税を国税として創設し、地方交付税原資化**（交付税特会に直接繰り入れ）
- 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元

法人住民税の交付税原資化による都の減収額

約▲2,100億円（平成28年度決算ベース）

平成20年度・26年度税制改正による都の減収額  
合計約▲4,200億円

# 都の減収額は、単年度で▲5,000億円まで拡大することが既に決定済

- ✓ 平成28年度税制改正において、それまでの偏在是正措置に加え、「財政力格差の縮小」を名目に、消費税率引上げによる増収見合いで法人住民税の交付税原資化が決定された
- ✓ これは言わば、消費税率10%段階での税財政のあり方の設計図を描いたものであり、これにより都の減収幅は約800億円悪化し、約5,000億円となることが決定している

## 平成28年度税制改正（概要）

	[消費税率 5%段階]	[消費税率 8%段階] (現行)	[消費税率 10%段階] (①消費税率引上げ見合い分)	[消費税率 10%段階] (②暫定措置廃止代替分)
(1) 法人住民税の税率引下げ				
(都道府県分)	5.0%	3.2%	2.0%	1.0%
(市町村分)	12.3%	9.7%	8.0%	6.0%
計	17.3%	12.9%	10.0%	7.0%
		▲4.4%	▲2.9%	▲3.0%
(2) 地方法人税の創設・拡充・ 交付税原資化		4.4%	7.3%	10.3%
		+2.9%	+3.0%	

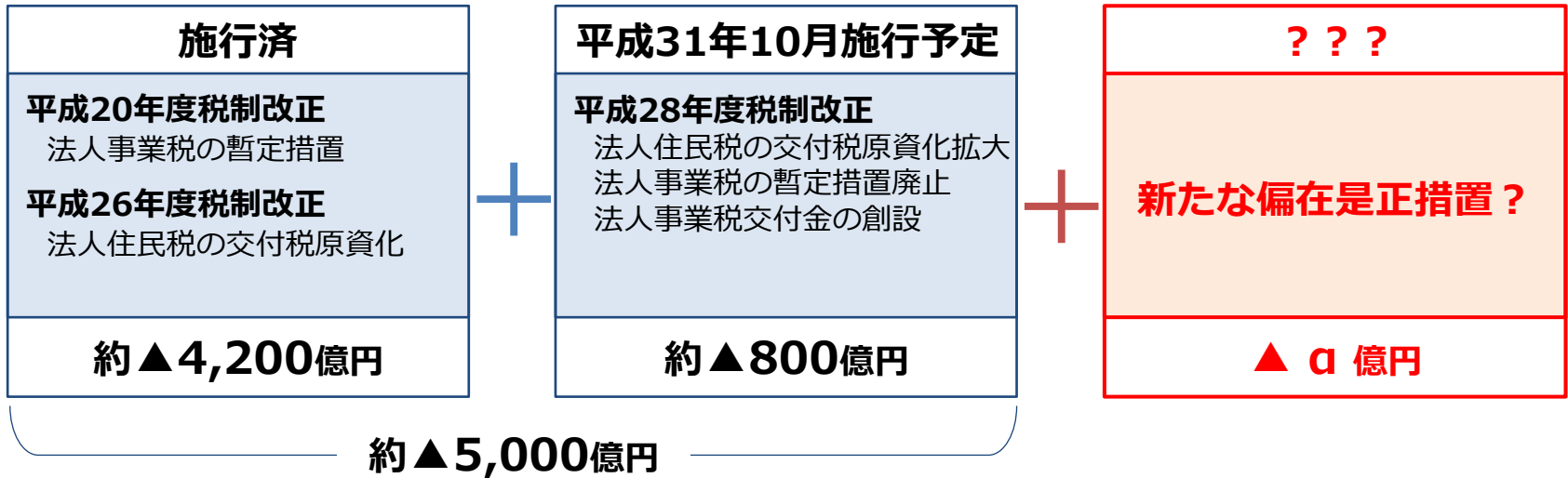
平成28年度税制改正による都の減収額 約▲800億円 (平成28年度決算ベース)

消費税率10%段階で、都の減収額は約▲4,200億円から約▲5,000億円まで拡大することが既に決定済

# 決着済の議論を蒸し返す平成31年度税制改正

- ✓ 平成28年度税制改正の内容は、地方間の財源調整を巡る議論に決着を付けたものであるが、国は平成31年度税制改正において、再び見直しを強行しようとしている
- ✓ 平成28年度税制改正の施行を待たず、十分な根拠に基づくことなく新たな措置が講じられ、**都の財源が更に奪われることは断じて看過出来ない**

## 偏在是正措置による都の減収額（年間）



**地方間の財源調整を巡る議論は既に決着済であり、都の増収を「偏在性の拡大」とみなし、議論を蒸し返すことは道理が通らない**

# (参考) 税制改正による影響額

偏在是正措置導入前（平成20年度）からの  
対比で見た影響額（28年度決算ベースで試算）

	H21.4～ 法人事業税の 暫定措置の効果発現	H26.4～ 消費税率の引上げ 〔消費税率 5% → 8%〕 〔地方消費税 1.0% → 1.7%〕	H26.10～ 26年度税制改正適用 〔法人事業税の暫定措置一部廃止〕 〔法人住民税の交付税原資化開始〕	H30.4～ 地方消費税の 清算基準見直し	H31.10～ 28年度税制改正適用 〔法人事業税の暫定措置完全廃止〕 〔法人住民税の交付税原資化拡大〕 〔法人事業税交付金の創設〕 消費税率の引上げ 〔消費税率 8% → 10%〕 〔地方消費税率 1.7% → 2.2%〕
法人事業税の 暫定措置	▲3,233 億円	▲3,233 億円	▲2,155 億円	▲2,155 億円	—
法人住民税の 交付税原資化	—	—	▲2,088 億円	▲2,088 億円	▲4,885 億円
法人事業税 交付金	—	—	—	—	▲133 億円
計	▲3,233 億円	▲3,233 億円	▲4,243 億円	▲4,243 億円	▲5,018 億円

▲  
現在  
約▲800 億円  
(▲775 億円)



# 都は地方消費税率の引上げによる増収額を実質的に失っている

- ✓ 消費増税は、そもそも社会保障の充実と安定化を目的として行われたものだが、都では法人住民税の交付税原資化等による減収額が、地方消費税率引上げによる増収額を上回っている
- ✓ 地方交付税の不交付団体である都は、**増嵩する社会保障関係費の増加額を、他の財源で補てん**しなければならず、**補てん額は今後さらに拡大していく可能性がある**

## 他の財源による補てん額が拡大していく可能性

### 《 地方消費税率の引上げ等に伴う東京都の影響額 》

消費税10%段階		
地方消費税率の引上げによる増収額	法人住民税の交付税原資化等による影響額	実質的な影響額
+3,550億円	▲5,018億円	▲1,468億円

地方消費税率引上げ等による都への影響は

**減収額 > 増収額**

※ 偏在是正措置導入前（平成20年度）からの対比で見た影響額（28年度決算ベース） ※ 地方消費税の清算基準見直し（平成30年度税制改正）を反映  
 ※ 消費税率10%段階の影響額は、地方消費税率の引上げ見合いで試算

**都の社会保障関係経費は今後、毎年約300～400億円のペースで増加する見込み**

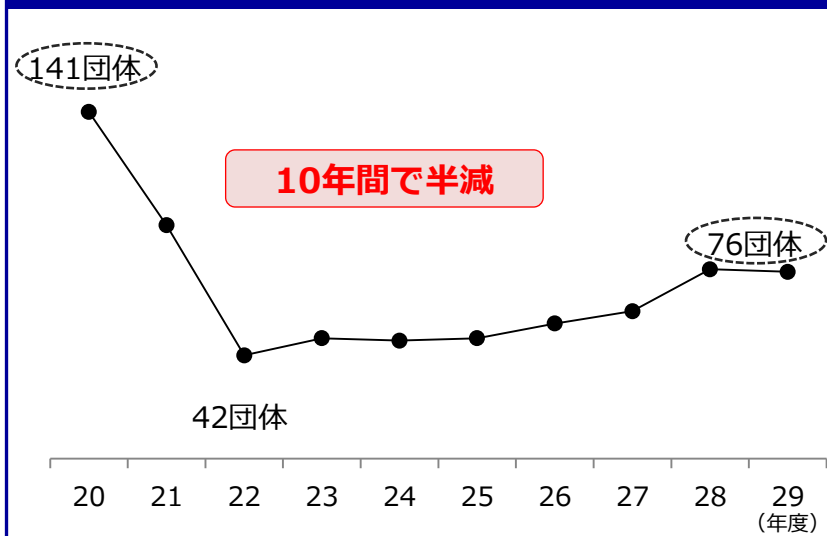
※ 社会保障関係経費の将来推計は、外部機関による

**不交付団体である都は、他の財源での補てん額が拡大していく可能性**

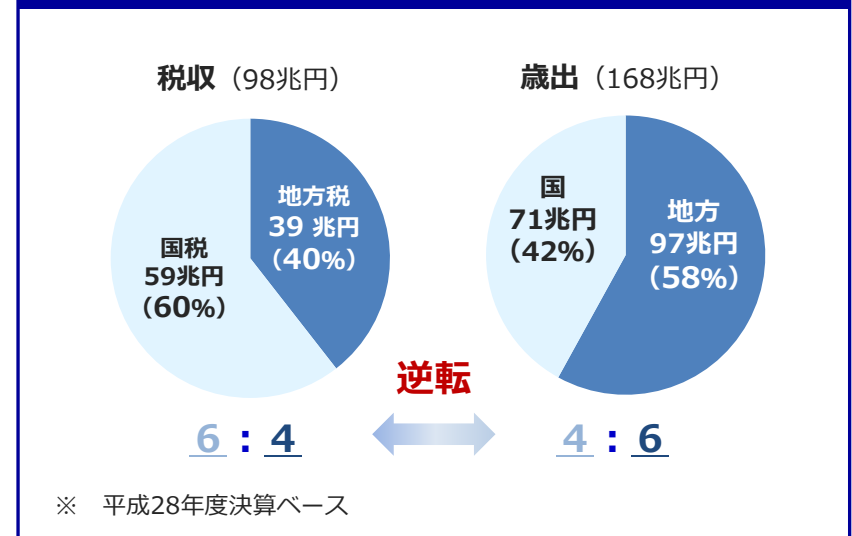
# 偏在是正措置は地方の財政的自立に奏功していない

- ✓ 地方法人課税の不合理的な偏在是正措置が開始されて10年、景気が回復基調にも関わらず、自立的な財政運営が可能な「**地方交付税の不交付団体数**」は伸び悩んでいる
- ✓ 地方間の水平調整ではなく、**国と地方の『税収』『歳出』の逆転**という構造的問題を解決しない限り、**地域が自立・活性化する「地方分権」の実現には繋がらない**

## 地方交付税の不交付団体数



## 国と地方の財源配分



**各地域が、自らの権限と財源を以て、個性や強みを発揮して活力向上に取り組む環境を創り上げなければ、真の地方分権の実現はおぼつかない**

# 日本全体の持続的成長に向けて

- ✓ 国際的な都市間競争がますます激化する中、内向きの議論に明け暮れていては、**日本**は成長の機会を逸し、世界の中で埋没してしまう
- ✓ 首都東京が世界からヒト・カネを呼び込む役割を果たすとともに、東京を含む地方が各々の個性や強みを活かし、互いを高め合いながら地域を活性化する「共存共栄」を進めることで、**日本全体の持続的成長を実現**

## 目指すべき姿



地方間での限られた財源の奪い合いではなく、  
地方が担うべき事務と権限に見合う、自由に使える財源の充実・確保が重要